

住民税非課税世帯等に対する
「令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」のお知らせ
～7月18日（火）から郵送にて「支給のお知らせ」等を発送します～

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり3万円を給付するため、7月18日（火）から郵送により「支給のお知らせ」等を発送します。

1 対象世帯

令和5年6月1日（基準日）において、川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯等

2 給付額

1世帯当たり3万円（1回限り）

3 申請期限

令和5年10月31日（火）【当日消印有効】

4 手続方法

- (1) 対象となりうる世帯で、市が振込口座情報を保有している世帯
市から「支給のお知らせ」を送付します。原則、返信不要です。
*8月18日（金）以降、順次振込予定です
- (2) 対象となりうる世帯で、市が振込口座情報を保有していない世帯等
市から「確認書」を送付します。振込希望口座等の返信が必要です。
*返信後、振込まで4～8週間程度かかる見込みです
- (3) 令和5年度の税情報等が確認できない世帯
市から「支給のお知らせ」又は「確認書」が届かない世帯であっても、DV等により住民票を移さず川崎市に避難している方、令和5年1月1日以降に複数回転居された方、海外から転入した方等は、対象となる場合があります。この場合、8月上旬以降に市ホームページから「電子申請」を行うか、又は「申請書」をダウンロードし、市へ提出いただくことが必要です。いずれも困難な場合には、川崎市価格高騰支援給付金コールセンターへ、お問い合わせください。
*申請書の受付後、振込まで4～8週間程度かかる見込みです

5 問合せ先

川崎市価格高騰支援給付金コールセンター
連絡先：0120-710-320（フリーダイヤル）
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日除く。）

*本給付金制度の詳細については、市ホームページを御確認ください。
『令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の受給手続について』
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000151651.html>

【問合せ先】川崎市健康福祉局総務部
価格高騰支援給付金担当 長井・橘担当
電話：044-200-1436